

平成30年6月26日

古賀市議会  
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会  
委員長 高原 伸二

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

記

### 第59号議案 古賀市税条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令その他関係省令が公布され、その一部の規定については、同年10月1日から施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するものである。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振り替えについて、今回の改正の中で唯一減税の対象となるのは、フリーランス、請負、起業等による収入の方である。
2. 給与所得控除の見直しは、現行制度は給与収入が1,000万円を超える場合の所得控除上限額は220万円であるが、改正後は給与収入1,000万円を850万円に引き下げ、所得控除上限額220万円を195万円に引き下げる。給与収入が850万円以上の方は増税の対象になるが、22歳以下の扶養親族や特別障害者を扶養している方など、子育てや介護を行っている方に負担増が生じないような措置がなされている。
3. 公的年金等控除の見直しは、現行では高所得の年金受給者にとって手厚い仕組みになっていたが、年金が1,000万円以上の方は控除を195万5,000円とする上限額を設けた。また、年金以外の所得が1,000万円を超える場合の上限額は195万5,000円からさらに10万円控除が引き下げられ、年金以外の所得が2,000万円を超える場合は、20万円控除額が引き下げられ、多額の副収入がある高所得の高齢者は増税対象となる。
4. 基礎控除の見直しについては、合計所得金額2,400万円超から控除額が低減し、2,500万円超から消失する逡減消失型の所得控除方式の仕組みが設けられた。
5. 今回の基礎控除への振り替えによる改正で減税になる対象者は約1,200人で、

金額では740万円程度の減額と推計できる。

6. たばこ税の見直しは、一般の紙巻きたばこでは、平成30年10月、平成32年10月、平成33年10月の3段階で計3円の税率の引き上げを行う予定。
7. 旧3級品の紙巻きたばこは、平成31年4月予定の税率の引き上げ時期を、半年間延期し、平成31年10月に一般の紙巻きたばこの税率に追いつき、その後は特例税率の廃止に伴い、一般の紙巻きたばこと同じ税率で改正される。
8. 加熱式たばこは、平成30年10月から換算方法を5分の1ずつ増やし、5年間かけ一般の紙巻きたばこの7割から9割程度の税負担となるよう引き上げられる。
9. 平成29年度の実績に基づく本数に、今回税制改正になる増額分の税率を掛けると、5年後には約9,000万円の増額と推計できるが、税率の引き上げにより一時的に増収に繋がるものの、実際には健康志向や値上がりによる本数の減少、加熱式たばこへの移行などの影響を受け、次第に減収傾向になっていくと考えられる。

#### **【審査結果】**

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。